

報告第十九号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成二十二年十一月二十五日

江戸川区長 多田正見

## 議決を得た契約の契約変更調書

No. 1

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 ( ) 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額 (変更増減額)	説 明
土 木 工 事	新川橋架替工事 (その2)	株式会社細田組 代表取締役 細田 正治	20. 10. 21  (548 日間)	円  612, 555, 300	今回 22. 8. 6	円  624, 446, 550 (11, 891, 250) (1. 9%)	地盤改良の施工範囲に、次期工事において施工する予定であった工事範囲の一部を追加して施工したこと及び当該施工に伴い鋼管矢板の設置を追加施工したことによる増
	新川広場橋 (環七) 架設工事 (その1)	大藤興業株式会社 代表取締役 大久保 健次	21. 12. 8  (212 日間)	円  325, 479, 000	今回 22. 9. 28	円  326, 936, 400 (1, 457, 400) (0. 4%)	地盤改良工において、河床土の掘削量及び運搬量が増加したこと並びに地中障害物の撤去を追加したことによる増
	上一色中橋架替工事 (その2)	大藤興業株式会社 代表取締役 大久保 健次	21. 10. 27  (210 日間)	円  456, 143, 100	今回 22. 8. 27	円  462, 144, 900 (6, 001, 800) (1. 3%)	橋梁下の通り抜け通路の土留めとして利用するため、使用していた鋼矢板の一部をリース契約から買取りに変更したこと及び橋詰めの車道の舗装を追加したことによる増
	一之江駅南口広場地下機械式自転車駐車場整備工事 (その2)	徳倉建設株式会社東京支店 取締役執行役員支店長 菅 祥行	21. 12. 8  (197 日間)	円  317, 453, 850	今回 22. 9. 3	円  318, 858, 750 (1, 404, 900) (0. 4%)	一之江駅南口広場地下機械式自転車駐車場整備工事 (その1) で施工する予定であった嵩上げコンクリートの打設工事を追加したことによる増

## 議決を得た契約の契約変更調書

No. 2

	工 事 件 名	契約の相手方	契約年月日 ( ) 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額 (変更増減額)	説 明
土 木 工 事	一之江駅南口広場地下機械式自転車駐車場整備工事 (その1)	J F Eエンジニアリング株式会社 代表取締役社長 岸本 純幸	21. 12. 8  (275 日間)	円  236, 250, 000	今回 22. 10. 19	円  234, 705, 450 (△1, 544, 550) (△0. 7%)	施工する予定であった嵩上げコンクリートの打設工事を一之江駅南口広場地下機械式自転車駐車場整備工事 (その2) で施工したことによる減